

がんの治療を受けられた方へ

ウィッグ・人工乳房購入費用の一部を助成します

問 健康福祉課 保健子ども係 ⑧⑨番窓口 TEL 65-3008

がん患者の方の療養生活の質の向上と社会参加の促進を支援するため、医療用補正具（ウィッグ及び乳房補正具）の購入費用の一部を助成します。令和8年度より、次のとおり助成金の額を拡充しました。

助成金額

- (1) 医療用ウィッグ 1台
上限額 2万円 ▶ 上限額 4万円
- (2) 人工乳房（右側・左側）各1個
上限額 1万円 ▶ 上限額 2万円



対象や助成内容、申請方法等は、湯浅町ホームページをご確認ください。



子どもの医療費助成事業について

問 健康福祉課 保健子ども係 ⑧⑨番窓口 TEL 65-3008

乳幼児・子どもに関する医療費助成事業は、申請により医療費の助成を行う制度です（保険適用外の治療費・文書代・予防接種・検診・入院時の食事代等は助成の対象外）。制度により所得制限や資格要件がある場合がありますので詳しくは湯浅町ホームページをご覧ください。



湯浅町
ホームページ

●乳幼児・子ども医療費助成事業

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童で、湯浅町に住所を有する児童の入院、通院に係る医療費自己負担分（保険適用分のみ）を助成する制度です。

●ひとり親家庭医療費助成事業

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している配偶者のいない父または母とその児童の入院、通院に係る医療費自己負担分（保険適用分のみ）を助成する制度です。

●未熟児養育医療費助成事業

低出生体重児及び子宮内での発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児が、指定医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費を助成する制度です。市町村民税額に応じて一部自己負担があります。

広告 町収入の一部とするため有料広告を掲載しています